

すべし、疱瘡の三關にて、先二度の關所有て、出浮揃ふを上の關と云、膿水持てかせかゝるを後の關といふ、出でうきかぬるは五日六日の上の關を越へがたし、後の關は十日十一日にあり、乍去生れ子の一年にみたぬは、十五日の期を待ずして早くかせるゆへ、其痘の重きものは、八日九日を三四才の十日十一日にあて、見るべし、俗に始終を十二日と心得て、神送りするは、疱瘡の吉凶を定むべし、吉痘は是より藥用ゆべからず、又輕といへども餘病を狭むものは、其儘になし置べからず、良醫の指圖を持べきなり、

〔安齋隨筆 二十九〕疱瘡血症 或小兒疱瘡發して吐血す、家人大に驚く、衆醫手を束ねて如何ともする事なし、一醫酒を飲ましむ、吐血止む、予が孫三人一度に疱瘡發ハナチ出づ、何事もなし、又或小兒疱瘡發して吐血す、是も何事もなし、按ずるに、熱に乗じて痘の毒血妄動して上下より溢れ出づるなり、其の本毒血なる故、血いづとも害ある事なし、人の驚き憂ふべき事なる故、是を記す、疑ふ事勿れ、

〔叢桂亭醫事小言 六〕雜話

東羽ノ人、患痘者アレバ、生葱ヲ切テ作管、鼻孔ニ容レ、面起脹スルトキ、鼻カラスト傳聞ス、又葱ヲ煎服ス痘快發スト、方書中ニ此事ヲ載タリト、影ノ如ニ暗記ス、今再ビ之ヲ閱セントスルニ、何書ナルコトヲ忘却ス、重テ語ラン、

〔橋庵漫筆 二編 五〕蛭虫ひらこをしぼりて、其汁を疱瘡にて、目に星の入たるに用ゆるに、治せずと云事なし、屢試みて効を得たり、乍併痘後五七十日過ては治せず、はやく入べし、人の臟腑に蝸程のいやしきもの、眼耳鼻手足さへなきむしながら、斯る功は一ツなり、人として無能にして勤めず、世を過すをや、

〔隨意錄 五〕痘瘡之禁忌、有生人往來者、醫家未解其義、按陸游老學庵筆記云、都下買婢、謂未會入人家、